参考様式第４－３号

支援実施状況に係る届出書

出入国在留管理庁長官　殿

出入国管理及び難民認定法第 19 条の 30 第 2 項の規定により、1 号特定技能外国人支援計画に基づき、下記のとおり、届出対象期間内に支援を実施しましたので届け出ます。

記

（届出の対象期間：　　年　第　　四半期）

1 登録支援機関	登録番号				
	法人番号（13 桁）				
	（ふりがな） 氏名又は名称				
	住所 （本店又は主たる事務所）	〒　－ ※（電話　　－　　－　　）			
2 特定技能所属機関	法人番号（13 桁）				
	（ふりがな） 氏名又は名称				
	住所	〒　－ ※（電話　　－　　－　　）			
3 1号特定技能外国人	氏名（ローマ字）		性別	男・女	
	生年月日		国籍・地域		
	住居地	〒　－ ※（電話　　－　　－　　）			
	在留カード番号				

<table>
<tr><td rowspan="8">4　支援実施状況</td><td>①　空港等への出迎え</td><td colspan="4">□　実施　　□　未実施　　□　支援対象者なし
（未実施の理由：　　）</td></tr>
<tr><td>②　空港等への見送り</td><td colspan="4">□　実施　　□　未実施　　□　支援対象者なし
（未実施の理由：　　）</td></tr>
<tr><td>③　住居の確保・生活に必要な契約に関する支援</td><td colspan="4">□　実施　　□　未実施　　□　支援対象者なし
（未実施の理由：　　）</td></tr>
<tr><td>④　生活オリエンテーション</td><td colspan="4">□　実施　※　　□　未実施　　□　支援対象者なし
（未実施の理由：　　）</td></tr>
<tr><td>⑤　関係機関への同行その他必要な支援</td><td colspan="4">□　実施　　□　未実施　　□　支援対象者なし
（未実施の理由：　　）</td></tr>
<tr><td>⑥　日本語学習の機会の提供</td><td colspan="4">□　実施　　□　未実施　　□　支援対象者なし
（未実施の理由：　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">⑦　相談又は苦情への対応</td><td>実施状況</td><td colspan="4">□　実施　※　　□　未実施　　□　支援対象者なし
（未実施の理由：　　）
※　実施の場合は、以下も記載すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">相談内容
及び
対応結果</td><td>相談受理日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td>相談内容</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>関係行政機関への相談又は通報日</td><td>年　月　日</td><td>相談又は通報先の名称</td><td></td></tr>
</table>

			対　応　結　果	
			対　　応　　者	
	⑧日本人との交流促進に係る支援	□　実施　　□　未実施　　□　支援対象者なし （未実施の理由：　　）		
	⑨非自発的離職時の転職支援	□　実施　※　　□　未実施　　□　支援対象者なし （未実施の理由：　　） ※　実施の場合は、以下も記載すること。		
		転職支援の内容及び対応結果	転職支援日	年　　月　　日
			転職支援内容	
			公共職業安定所の利用の有無	□　利用あり　　□　利用なし
			公共職業安定所への相談日	年　月　日　　相談を行った公共職業安定所の名称
			対　応　結　果	
			対　　応　　者	
	⑩定期的な面談の実施	□　実施　※　　□　未実施　　□　支援対象者なし （未実施の理由：　　） ※　実施の場合は、定期面談報告書を添付すること。		

5　支援対象者に関する出入国又は労働関係法令違反等	違反事実の発生年月日	（届出対象期間中に複数回発生した場合は、その全てについて記載すること）
	違反事実の内容	（法令違反事実について具体的かつ簡潔に記載すること）
	違反事実への対応結果 （関係行政機関への対応含む。）	

6　1号特定技能外国人の行方不明その他の問題の発生状況	①　支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 （2欄の「特定技能所属機関」に所属する者に限る。）	名
	②　支援対象1号特定技能外国人の行方不明者数 （①の者を内数として含む。）	名
	③　雇用する特定技能外国人の行方不明者数	名
	④　雇用又は実習監理する技能実習生の行方不明者数	名
7　その他登録支援機関の適格性に関すること		

（注意）

1　「届出の対象期間」欄は、1月1日から3月31日までを「第1四半期」、4月1日から6月30日までを「第2四半期」、7月1日から9月30日までを「第3四半期」、10月1日から12月31日まで「第4四半期」とし、該当する届出対象期間を記載すること。

2　1欄及び2欄の「法人番号」欄は、法人でない場合は空欄とすること。

3　3欄は、届出の対象期間において支援を実施した1号特定技能外国人が複数名いる場合で支援実施状況が同じである場合は、3欄の「氏名」欄に「別紙のとおり」と記載し、本届出書別紙「1号特定技能外国人支援対象者名簿」を添付し、提出しても差し支えないが、支援実施状況に係る内容がそれぞれ異なる場合は、各個人ごとに提出すること。

4　4欄は、届出の対象期間に実施すべき支援について記載し、当該期間内に支援を実施した場合は「実施」、当該期間内に支援を計画していたが実施できなかった場合は「未実施」とし、その理由を記載すること。また、支援が既に終わっている場合（対象者が来日した際の空港等への出迎え等）や、今後実施する予定の支援（対象者が雇用契約を終了し帰国する際の見送り等）等で、当該期間は対象外である場合は、「支援対象者なし」にチェックマークを付すこと。また、支援計画に変更が生じた場合は、別途支援計画の変更に係る届出（参考様式第3－2号）が必要なことに留意する。

5　4欄⑦の「相談内容及び対応結果」欄は、1号特定技能外国人から受けた相談の内容及び相談への対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、労働基準監督署への通報や公共職業安定所への相談を行った場合は、その旨を記載すること。

6　4欄⑨の「転職支援内容及び対応結果」欄は、非自発的に離職した1号特定技能外国人に対する転職支援の内容及び対応結果を具体的かつ簡潔に記載すること。また、転職支援として、公共職業安定所へ相談を行った場合は、その旨記載すること。

7　4欄⑩は、定期面談報告書（参考様式第5－5号及び5－6号）を添付すること。

8　5欄は、届出の対象期間において、特定技能所属機関や登録支援機関が、支援対象の特定技能外国人に関して出入国又は労働に関する法令に違反する行為を行った場合に記載すること。

9　6欄②は、登録支援機関として届出の対象期間に支援を行った全ての1号特定技能外国人（本届出書の「3　特定技能外国人」欄に記載した者に限られない。）について記載すること。

10　7欄は、届出期間内に登録支援機関に行政機関からの指導があった場合等、登録支援機関の適格性に関して、その内容及びその対応の詳細を記載し、立証資料を添付すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

登録支援機関の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成責任者の氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿※

本届出書作成者の署名／作成年月日

年　　月　　日

注意　届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、登録支援機関職員（又は委任を受けた作成者）が変更箇所を訂正し署名すること。

本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。